○厚生労働省告示第十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第二十四条第四項及び同法第二十五条第二項の規定により準用された同法附則第二十四条第四項の規定により申請のあった全国健康保険協会の疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率の決定について認可したので、同条第五項の規定により、告示する。

平成二十二年一月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

在宅就業支援団体の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	変更年月日
ワークスネット株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地	千葉県船橋市西船四丁目十九番三号	平成二十一年十月十三日

○厚生労働省告示第十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人上越環境科学センターについて、平成二十一年十一月三十日をもってその代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名
村山　秀幸	木浦　正幸

○農林水産省告示第百五十七号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	フラッペ　ココナッツミント	株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第23417号 平成21年11月6日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	TASARTE	キリンアグリバイオ株式会社　東京都中央区入船一丁目5番11号	第20319号 平成21年11月6日
Dianthus L.	ミニパラソル　バイカラーレッド	有限会社桜本カスミ園　山梨県南アルプス市有野898番地	第16685号 平成21年11月18日
〃	ミニパラソル　ロイヤルレッド	〃	第16690号 平成21年11月18日
〃	おしろい小町（ぼち）	鈴木武志　愛知県西尾市小焼野町東川146	第20464号 平成21年11月9日
Phalaenopsis Group	マリベール	株式会社向山蘭園　山梨県甲州市塩山熊野274番地	第23169号 平成21年11月19日

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町山田七八字上山舟ケ谷五四から五九まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二、六三の一、六三の二、六四、六五、六六の一から六六の三まで、六七の一から六七の四まで、六八から七二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七八字上山舟ケ谷六三の二、六五、六六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県鯖江市沢町三〇字宮ノ奥一、二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、八・九合併一、八・九合併二、一〇、三七字堂ノ奥一の一から一の四まで、二の一から二の六まで、三の一、三の二、四の一、五の一、五の二、六の一、六の二、六の四、七の一、七の二、八、九の一から九の四まで、一〇の二、一一の一から一一の三まで、一一の五から一一の七まで、一二の三、一二の五、一三の二、一四の二、一四の六、一五の一、一五の四、一六の二、一六の三、一七の一から一七の五まで、一八の一、一八の二、一八の四から一八の七まで、四の三・一四の三・一四の七・一五の二・一五の三・一六の一・二〇の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三〇字宮ノ奥一、二、三の一、三の二、四の二、三七字堂ノ奥二の二、二の四、三の一、三の二、一五の五、一六の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県福井市帆谷町二八字向山二の六、二の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）